

## 決議第1号

### ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議

ロシアのウクライナ侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われている。

力による一方的な現状変更は断じて認められず、これは、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、断じて容認できない。

ここに亘理町議会はロシア政府に対し、ウクライナへの侵略、軍事行動を即時に停止するよう求めるものである。

日本政府においては、国際社会と連携し、いずれの地域においても軍事力による現状変更は決して許されないという、ゆるぎない意思表示を行うとともに、ロシアに対して厳格な経済制裁などの対応、ウクライナ国民、避難者への人道支援の拡大を行う事を求める。また、政府に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保及び我が国への影響対策について万全を尽くすよう求める。

以上決議する。

令和4年3月15日

宮城県亘理町議会  
議長 佐藤 實